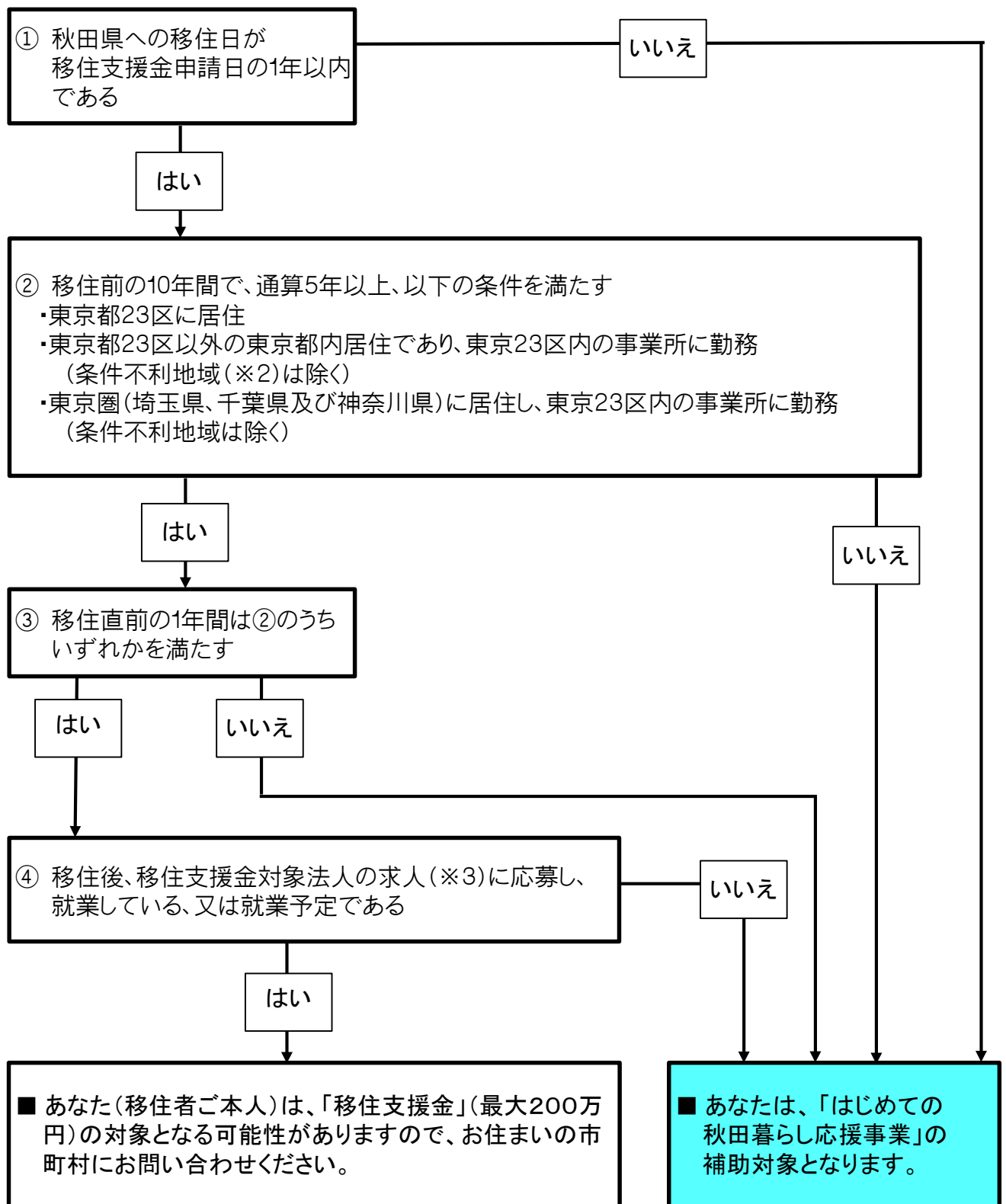


# 令和2年度「はじめての秋田暮らし応援事業」対象者チェックフローチャート (令和2年2月1日から令和3年1月31日までの移住者用)

- 「はじめての秋田暮らし応援事業」に補助申請をする前に、このフローチャートであなた（移住者ご本人）の「移住支援金交付事業」（※1）の補助対象となる可能性の有無をご確認ください。
- 「移住支援金交付事業」の主な補助要件は、次の通りです。
  - ・ 秋田県への移住日が移住支援金への申請日から1年以内であり、移住支援金対象法人への就業が「秋田移住支援金マッチングサイト」に掲載された日以降であること  
※「秋田移住支援金マッチングサイト」… 移住支援金の対象となる求人が掲載されているサイト  
<https://kocchake.com/furusatokyujin>
  - ・ 本県への移住前の10年間で、通算5年以上、東京都23区に居住又は通勤していたこと
  - ・ 移住後に、移住支援金対象法人へ就業し、3か月以上経過していることなお、この他にも要件がありますのでご注意ください。詳細はお住まいの市町村へご確認ください。
- 「移住支援金」の対象となる場合は、「移住支援金」への申請をしてください。  
なお、「移住支援金」と「はじめての秋田暮らし応援事業」の助成金の両方への申請はできません。



※1 「移住支援金交付事業」は、①は市町村が、②は県が支給するもので、その制度概要は次のとおりです。

① 一般分

東京都23区在住又は通勤者が、県内の移住支援金対象法人に正規就職した場合、市町村から「移住支援金」を支給します。

- ・ 家族で移住・・・100万円／世帯
- ・ 単身で移住・・・ 60万円／世帯

② 県単支援分

①の対象者のうち、先進技術の活用を担う人材として就職された方、又は人材不足が特に深刻な分野において就職された技術職・専門職である方には、県からさらに支援金を支給します。

- ・ 家族で移住・・・100万円／世帯
- ・ 単身で移住・・・ 60万円／世帯

※2 条件不利地域とは、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県における次の市町村です。

都県名	市町村名
東京都	檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
埼玉県	秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町
千葉県	館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
神奈川県	山北町、真鶴町、清川村

※3 移住支援金対象法人の移住支援金対象求人は、「秋田移住支援金マッチングサイト」に掲載しています。(随時更新中)

<https://kocchake.com/furusatokyujin>